

地域医療構想調整会議の進め方について

- ・「地域医療構想の進め方」(H30.2.7 地域医療計画課長通知)
- ・「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」(H30.6.22 地域医療計画課長通知)

に係る神奈川県の対応案について

1 地域医療構想調整会議の協議事項について (2.7 通知・6.22 通知)

(1) 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応について

国の通知内容	神奈川県の対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等 2025 プラン」を策定し、平成 29 年度中に協議すること。 ○その他医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。 ○上記以外の医療機関は、遅くとも平成 30 年度末までに協議すること。 <p>(以下は 6.22 通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議を開始していない医療機関について、29 年度の病床機能報告における 6 年後及び 2025 年の病床機能予定に関するデータを 2025 年に向けた対応方針とみなして調整会議で共有し、協議を開始すること。 ○公的医療機関等や、他の医療機関で、担うべき役割や機能を大きく変更する医療機関に対して、都道府県は、上述の協議と並行して、2025 年プラン又は事業計画の策定を促すこと。 <p>(以下は 2.7 通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、調整会議へ出席し、転換する理由についての説明を求めること。 	<p>【公立・公的医療機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○30 年度は情報共有と意見交換（協議）を実施（29 年度調整会議に資料提示済） 【その他医療機関】 ○8 月以降に、今後の対応方針（事業計画）の作成を依頼。その後の調整会議で情報共有・意見交換（協議）を実施 <p>○事務局が、理由等を確認し、調整会議で説明</p> <p>調整会議において要望があった場合は、医療機関に対して、次回以降の調整会議での説明を要請</p>

(2) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応について

国の通知内容	神奈川県の対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県は、病床が全て稼働していない病棟（非稼働病棟）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、調整会議へ出席し、必要な説明を求めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・非稼働病棟を再稼働する場合、再稼働の必要性について調整会議で議論 ・過剰な病床機能で再稼働する場合、過剰な病床機能への転換と同様とみなし、慎重に議論 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局が、病床機能報告の結果を踏まえ、理由等を確認し、調整会議で説明 調整会議において要望があった場合は、医療機関に対して、次回以降の調整会議での説明を要請

(3) 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応について

国の通知内容	神奈川県の対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな病床を整備する予定の医療機関に対し、調整会議へ出席し、必要な説明を求めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「病院等の開設等に関する指導要綱（案）」に基づき、必要な場合には説明を求めることができる。 【県所管域】 ○病床整備事前協議の対応方針（実施の有無・公募条件の設定等）や、事前協議の申出の審査にあたり、調整会議に意見を聞くこととしており、その中で対応していく。 (原則として書面報告だが、必要に応じて、出席を求めることが可能。) 【政令市所管域】 ○病床整備事前協議の対応方針について調整会議及び各市審議会等に意見を聞くこととしており、また、事前協議の審査にあたっては、必要に応じて、調整会議に報告することとしているため、その中で対応していく。
<ul style="list-style-type: none"> ○開設者を変更する医療機関に対しても、調整会議へ出席し、必要な説明を求めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「病院等の開設等に関する指導要綱（案）」に基づき、必要な場合には、説明を求めることができる。

2 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有（2.7通知）

国の通知内容	神奈川県の対応案
<p>○都道府県は、個別の医療機関ごと（病棟ごと）に以下の内容を提示すること。</p> <p>①医療機能や診療実績</p> <p>②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況</p> <p>③公立・公的医療機関等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など</p>	<p>○主なものについて、調整会議に資料として提供するとともに、県のホームページで報告</p> <p>○①については、病床機能報告結果を整理し、県のホームページでも公表</p>

3 地域医療構想調整会議の運営について（2.7通知）

国の通知内容	神奈川県の対応案
<p>○都道府県は、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。</p>	<p>○平成30年度は原則3回とする。</p> <p>○調整会議のほか、ワーキンググループなどの場を活用し、地域内の意見交換・情報共有を進める。</p>

4 都道府県単位の地域医療構想調整会議について（6.22通知）

国の通知内容	神奈川県の対応案
<p>○都道府県は、各構想区域の議論が円滑に進むよう県単位の地域医療構想調整会議を設置し、以下について協議すること。</p> <p>①各構想区域における調整会議の運用</p> <p>②各構想区域における議論の進捗</p> <p>③各構想区域が抱える課題解決</p> <p>④データの分析</p> <p>⑤区域を越えた広域での調整が必要な事項</p> <p>※既存の会議体の活用も可</p>	<p>○本県では、県保健医療計画推進会議が同様の役割を担っており、必要に応じて、調整会議議長を招致する。</p> <p>なお、⑤については、必要に応じて、調整会議の前後に全県又は隣接する地域との調整の場を設ける。</p>

5 都道府県主催研修会について（6.22通知）

国の通知内容	神奈川県の対応案
<p>○都道府県は、地域医療構想の進め方について、調整会議の参加者や関係者間の認識を共有する観点から研修会を開催すること。</p> <p>○医政局主催「都道府県医療政策研修会」等を参考に、行政からの説明、事例紹介、グループワーク等を盛り込むこと。</p>	<p>○地域医療構想普及啓発セミナー等の機会を活用。</p> <p>○構想区域単位等で開催希望があれば個別に対応する。</p>

6 地域医療構想アドバイザーについて（6.22 通知）

国の通知内容	神奈川県の対応案
○「地域医療構想アドバイザー」の養成 (都道府県の推薦を踏まえ、国が選出した上で、研修実施など技術的支援を実施)	○平成30年度については、推薦を見送る
○アドバイザーは、事務局への助言、調整会議に参加し助言を行う役割を担う。	